

日吉台学区

防災初動マニュアル

改訂2版 2014年12月
3版 2019年3月

日吉台学区自治連合会
日吉台学区自主防災会

本マニュアル作成の主旨

大津市は平成24年、25年と2年連続で大きな豪雨災害に見舞われました。平成26年5月に初版の対応基準を発行しました。昨年も（平成30年）、各地で避難勧告・指示が出るなど、自然災害の怖さを改めて認識させられました。自治連合会と自主防災会では、このような災害時における対応を再見直し、不備な点に修正を加え、下記各点を明確にした改定版を平成31年3月に各丁、自主防災会へ配布することに致しました。

1. 自然災害（台風、地震、豪雨、雪害、土地の液状化など）および、大規模な火災など発生における初動対応基準を示す
2. 1時間以上のライフライン（水道、電気、ガス）停止時
3. 情報が混乱しないよう、情報の流れを統一・共通理解する
4. 自治連合会、各丁自治会、自主防災会および各種団体との役割・連携を共通理解する
5. 自治会、自治連合会は毎年役員が変わるので、役員毎に災害時の役割を確認して各丁集会所に掲示する
6. 日吉台幼稚園閉園に伴い避難所及び避難場所を抹消、最新の気象及び避難用語に変更
7. 地震の強度の表示が変更され（強・弱）対応を5弱以上とした
8. 避難所として1・2丁目は市民センター。3・4丁目は小学校体育館を基本とする

本マニュアルは各自治会において新旧交代の時には必ず申し送りをお願いします。

1. 組織

日吉台幼稚園抹消

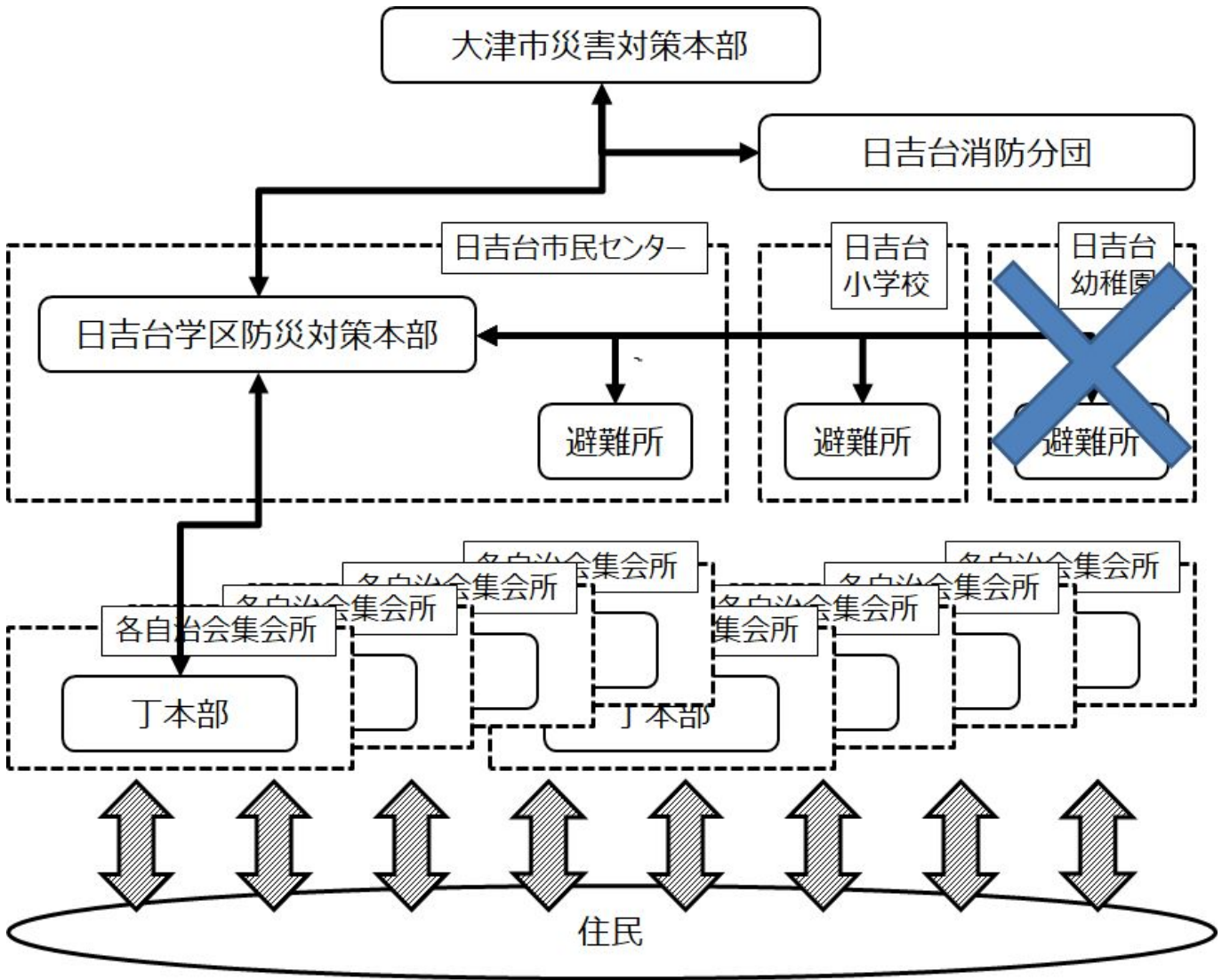


図1. 緊急時体制

災害時の緊急事態に対応する為、図1の体制を構築する。

1. 日吉台市民センターに日吉台学区防災対策本部(以下本部)を置く
2. 日吉台市民センター、日吉台小学校、日吉台幼稚園を避難所とし、各避難所に管理組織を置く
3. 各丁(=自治会単位)に丁本部を置く

この体制は行政が機能回復し、本部が解散を判断指示するまで継続する。どのような事態に、何をきっかけに体制を構築するかについては5章に詳述する。

2. 各組織の構成員

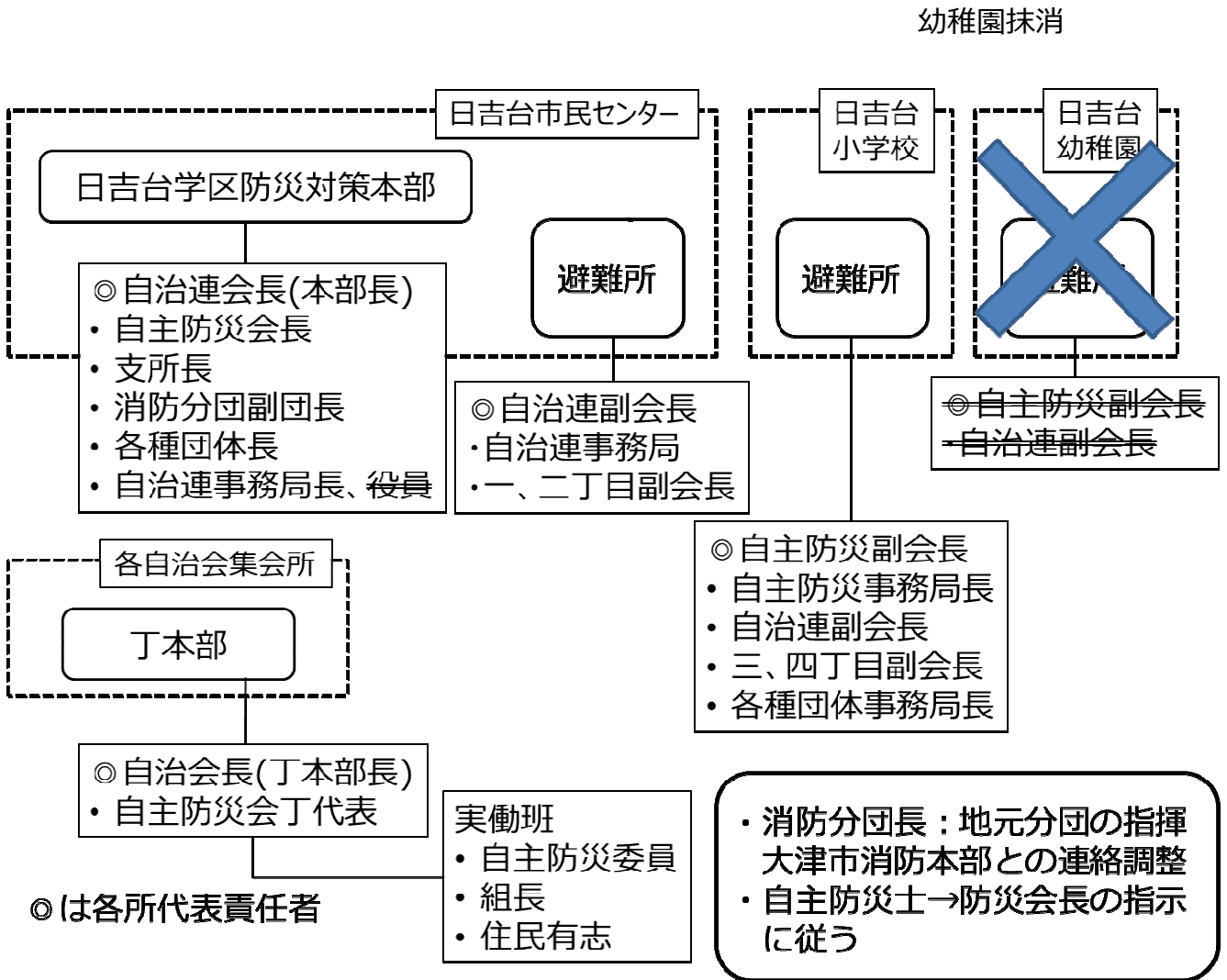


図2. 各組織の構成員

1 項の組織はそれぞれ図2のメンバーで構成する。

1. 本部長は自治連合会長がこれを務める。
2. 丁本部長は各自治会長がこれを務める。
3. 避難所となる小学校には三、四丁目副会長、市民センターには一、二丁目副会長を派遣する。
4. 各丁本部は自主防災委員と組長、住民有志を主とした実働班を組織する。
5. 消防分団長は大津市消防団と地元の連絡調整に当たる。

3. 機能と役割

3-1. 本部（日吉台学区災害対策本部）

学区内諸問題に関する最終判断

1. 学区内情報の集約
各丁から：被害状況、避難状況、避難所ニーズ、救助ニーズ他
各丁へ：各種指示、行政依頼、支援情報、他
2. 行政（初動支所班）他機関との連絡（医院、他学区、報道機関等）
3. 各丁本部、関係各種団体への指示
各種団体： 社会福祉協議会、体育振興会、自主防犯推進会
民生児童委員協議会、老人会など
4. 避難場所管理・運営指示
小学校、幼稚園、市民センター、小学校グラウンド、日吉台第9公園

3-2. 丁本部（各自治会単位）丁本部長は丁防災トランシーバー管理者と行動を共にするように。

（ 広域災害時は電話等制限される為）

1. 学区本部との連絡
住民から：被害状況、避難状況、救助ニーズ、住民ニーズ
住民へ：避難情報連絡 避難準備・高齢者等避難開始。避難勧告。避難指示（緊急）。避難所開設、
支援情報、行政対応 他
2. 丁状況の正確な把握（安否確認、被害状況）
3. 学区本部からの指示に対応した実働班(防災委員、組長、住民有志)への指示
4. 集会所解放・利用法の決定
5. 避難所での丁の取り纏め

3-3. 各丁実働班（自主防災委員、組長、住民有志等）

1. 各世帯の安否確認、救助ニーズ、初期消火
2. 丁本部への報告（被害状況、避難状況、住民ニーズ）
3. 集会所での介助
4. 避難所への誘導、水分持参、ガス・電気止め、戸締まり、常備薬等確認、要配慮者への補助 等
5. 避難所での名簿作成等の丁取り纏め、介助（若干名を避難所に派遣）

3-4.各種団体

主に避難補助・対外活動・避難所補助

- ・体育振興会 …… 自主防災会とともに全般的な活動
- ・民生児童委員会… 高齢者、独居老人、寝たきり他 安否確認
- ・社会福祉協議会 … 高齢者、対外対応（避難所において）
- ・自主防犯推進会 … 避難誘導（自主防災、組長とともに）
- ・子ども会 …… 小学生の安否確認（幼、小、中 PTA とともに）
- ・老ク連 …… 高齢者の確認（社協、民生とともに）
- ・幼、小、中 PTA… 子ども達の安否確認

・他団体は丁内で協力

4. 構成員の確認

4-1. 本部構成員

- 自治連合会長と自主防災会会長は、毎年度具体的な構成員氏名と連絡先を掲載した本部構成員名簿を作成し、支所で保管すると共に主要関係者に配布する。

組織	構成員	氏名	住所	固定、携帯電話・メールアドレス
本部	◎自治連会長			
	自主防災会長			
	支所長			
	消防分団副分団長			
	※各種団体長			
	自治連役員（各丁自治会長以外）			
	自治連事務局長			
市民センター 避難所 1, 2丁目	◎自治連副会長			
	自治連事務局			
	※各種団体副会長			
小学校 避難所 3, 4丁目	◎自主防災副会長			
	自主防災事務局長			
	自治連副会長			
	※各種団体事務局長			
幼稚園 避難所	◎自主防災副会長			
	自治連副会長			
その他	消防分団長			

※各種団体、各丁の全ての構成員名と連絡先を把握しておくこと。

名簿は支所に本部用として保管

表 1. 名簿（例）

4-2. 各丁構成員

各自治会長は丁内での緊急連絡網を整備する。集会所に掲示（自治会長→主要役員→組長）
避難勧告・避難指示発令時に 避難所を担当する副会長がいない時は代理を決定し、氏名と連絡先を自治連合会長に届け出る。

5. 行動基準

各構成員は下表の想定される事態に対応した指示に従って行動する。但し、次の2点を最優先とする。

- 自らの安全確保
- 自身の家族の安全確保

各構成員は地域外で学区、各丁において当体制立ち上げが推測される時、迅速に代理人に連絡する事

5-1. 本部・避難所（地震時の避難所以外は事前に連絡されます）

組織	構成員	状況			
		避難準備・高齢者 避難開始情報発令時	避難勧告 発令時、 震度5弱 以上の地震	避難指示 (緊急)	ライフライン 停止 60 分以上 及び 火災
本部	◎自治連会長	本部参集。避難情報各丁へ 連絡。各丁トランシーバー立ち 上げ指示。今後の連絡体制確 保。避難者対応人員確保 大津市消防団長指示に従う	本部参集	避難	本部参集
	自主防災会長		本部参集	避難	本部参集
	支所長		本部参集	避難	本部参集
	消防分団副分団長		本部参集	避難	
	各種団体長	自宅待機	本部参集	避難	
	自治連事務局長	本部参集	本部参集	避難	
	自治連役員	自宅待機	本部参集	避難	
市民センター 避難所 1, 2丁目	◎自治連副会長	避難所担当は参集	※本部参集	避難	
	自治連事務局	本部参集	※本部参集	避難	
	自主防災副会長	本部参集	本部参集		
小学校 避難所 3, 4丁目	◎自主防災副会長	本部参集	小学校参集 地震は本部参集	避難	
	自主防災事務局長	自宅待機	小学校参集 地震は本部参集	避難	
	自治連副会長	避難所担当は本部参集	小学校参集 地震は本部参集	避難	
	各種団体事務局長	自宅待機	小学校参集 地震は本部参集	避難	
幼稚園 避難所	◎自主防災副会長	自宅待機	※本部参集	※本部参集	
	自治連副会長	自宅待機	※本部参集	※本部参集	
その他	消防分団長	地元分団の指揮と大津市消防本部との連絡調整			

地震時は小学校の状況に応じて本部が開設を判断するので、一旦は本部に参集。

注、避難指示発表で本部は避難先で体制確保する

表 2. 本部行動基準

5-2. 各丁本部・避難所

- 自らの安全確保
- 自身の家族の安全確保

各構成員は地域外で学区、各丁において当体制立ち上げが推測される時、迅速に代理人に連絡する事

組織	構成員	状況		
		避難準備・高齢者等避難開始情報発令時	避難勧告発令時	避難指示（緊急）発令時
			震度5弱以上の地震発生時	
避難所	各丁副会長	集会所参集	※集会所参集	避難
丁本部	◎自治会長	集会所参集・避難順備・高齢者等避難開始情報の周知。避難勧告時の連絡・避難が出来る様、体制確保・要配慮者の避難意志確認・特に独居高齢者	集会所参集 ・避難勧告の住民周知。 ・地震時は住民安否確認及び被害状況調査	避難
	自主防災会 丁代表	自主防災員の連絡確保 及び自治会長の補佐	集会所参集 自治会長の補佐	避難
	自主防災委員	防災丁代表指示に従う	防災丁代表指示に従う	避難
	組長	自治会長指示に従う	自治会長指示に従う	避難

※避難所の応援については本部より各丁本部に指示

表3. 各丁本部行動基準

5-3. 避難情報の入手

各構成員は可能な限り大津市の緊急情報配信サービスに登録し、自ら情報の入手をすることによって、遅滞なく行動に移れるようにしておく。

又対応無理時は代理人への連絡を早くする事

5520bou@wbi.jp に空メールを送れば登録される。詳細は大津市ホームページ参照。

- 避難情報及び避難所に関する情報
- 緊急地震速報
- 気象情報は 大雨・暴風・波浪・暴風雪・大雪にかんする警報や特別警報
- 瀬田川氾濫危険水位を超えた時 氾濫危険情報・洪水警報 避難情報

6. 教育と訓練

6-1. マニュアル教育

- 自主防災会は自治連合会と協力して一年に一度、新役員決定後のなるべく早い時期に、本部、丁本部構成員（組長を含む）に対して本マニュアルの教育を実施する。
- 各丁自治会長は、各自治会内で上記の教育を受講できなかった構成員に対して補講を行う。

6-2. 緊急対処訓練

- 自主防災会は一年に一度、構成員に対し、行動基準に則った訓練を実施する。
- 訓練には電話、携帯電話等が災害発生時に利用できない場合も想定し、徒歩連絡やトランシーバー等を使用した情報伝達の訓練を盛り込む。

7. 緊急対処用機材

7-1. 機材の導入

- 自主防災会は緊急時に必要な機材を計画的に導入し、必要に応じて自治連合会総会などに提案を行う。

7-2. 機材の維持・整備

- 自主防災会は、導入した機材が緊急時に稼働出来る様、定期的に状態を確認し、稼働できないものがある場合は代替品購入等の対策を講ずる。
- 自主防災会は、トランシーバー等の電気機器などで正しい取り扱いをしないとその機能が発揮できないものについては取扱手順書を作成し、機材を使用する構成員にその教育を行う。

8. 自主避難について

- 行政より避難情報が出る前に 自主避難する場合は気象警報が発令されると夜間、休日でも 日吉台支所に市職員が出勤します。 不安を強く感じる時は日吉台市民センターに自主避難をしてください。

日吉台支所電話 5 7 9 – 5 0 9 4

参考)

避難準備・高齢者等避難開始

住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者や障害者などの災害時要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの。

避難勧告

災害によって被害が予想される地域の住民に対して、避難を勧めるもの。

避難指示（緊急）

住民に対し、避難勧告よりも強く避難を求めるもの。避難勧告よりも急を要する場合や人に被害が出る危険性が非常に高まった場合に発表。ただちに避難行動を開始すること。

地震 震度

※緊急地震速報は震度 5 弱以上が予想される地域と震度 4 が予想される地域名が発表される。

震度	屋内	屋外	建物	設備・インフラ	地形
5 弱	ほとんどの人が恐怖を感じ、身の安全を図ろうとする。 歩行に支障が出始める。 天井から吊るした電灯本体を始め、吊り下げられた物の多くが大きく揺れ、家具は音を立て始める。 重心の高い書籍が本棚から落下する。	歩行中にふらつく。	木造 ：耐震性の低い家屋では筋交い・火打等の倍率が低い部位を中心に応力が集中し、壁には亀裂が入り、柱の継手部分が破壊する。 RC造 ：耐震性を謳っている家屋では柱や梁などの接合部分の軋む音が鳴る。	地中埋設された老朽化が著しい水道本管は、地下の揺れで水道管の接合部が緩み、断水する地域が現れる。 都市ガスで使用されているマイコン内蔵ガスメーターの自動遮断弁が作動する家が出始める。 エレベーターは停止し、保守会社が点検を行わなければ運転再開が不可能となる（以下 5 強以上の揺れでも同じ）。	軟弱な地盤では亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5 強	恐怖を感じ、たいていの人が行動を中断する。 食器棚などの棚の中にあるものが落ちてくる。テレビもテレビ台から落ちることもある。一部の戸が外れたり、開閉できなくなる。 室内で降って来た物に当たったり、転んだりなどで負傷者が出る場合がある。	窓ガラスが割れたり、補強していないブロック塀が落ちてくる。道路にも被害が出てくる。	木造 ：耐震性の低い住宅では壁や柱が破壊するものがある。 RC造 ：耐震性の低い建物では、壁や柱に大きな亀裂が入るものがある。耐震性の高い建物でも壁に亀裂が入るものがある。	停電する家庭が出てくる。ガス・水道管に被害が出て、利用できなくなる。	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。